

## 令和7年 第4回真狩村議会臨時会 会議録

### ○開会及び閉会

開会 令和7年8月6日 午後3時45分

閉会 令和7年8月6日 午後4時13分

### ○出席議員（7名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
4番	佐々木 義光	5番	向井 忠幸
6番	福田 恵子	7番	陰能 裕一
8番	佐伯 秀範		

### ○欠席議員（1名）

3番 安藤 義明

### ○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	松枝 主範
住民課長	秋山 秀敏	教育次長	高橋 和義

### ○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第2号))
- 4 議案第1号 真狩村歯科診療所設置条例の一部改正について
- 5 議案第2号 真狩村歯科診療所の指定管理者の指定について
- 6 議案第3号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第3号)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
15:45 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は、7人です。 安藤義明君が欠席です。 定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回真狩村議会臨時会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番 大平慎一郎君及び、5番 向井忠幸君を指名します。</p>
日程2	〃	<p>日程 2 会期の決定についてを議題とします。 本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 したがって会期は、本日1日と決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。 第1に、本臨時会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。 次に、真狩村監査委員から令和7年6月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。7月実施した定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配布しております。 次に、本臨時会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にして、お手元に配布しております。</p>
日程3	〃	<p>日程 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第2号))を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船敏行)	<p>承認第1号 専決処分の承認を求めることについて            地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。            令和7年8月6日提出            真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和7年8月4日に専決処分をいたしました。            次のページ以降により、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。</p> <p>令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第2号)            令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,066万8千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和7年8月4日専決            真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。            2款、1項、5目、7節 報償費、善行篤行功労者弔慰金10万円の追加です。真狩村善行篤行功労者 筒井修さんが8月4日にお亡くなりになりましたので、真狩村表彰条例の規定により御遺族に弔慰金を贈呈いたしました。</p> <p>歳出合計、補正前の額29億4,056万8千円、補正額10万円の追加、補正後の額29億4,066万8千円となるものです。            次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>19款、1項、1目、1節 前年度繰越金10万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、2,922万6千円となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額29億4,056万8千円、補正額10万円の追加、補正後の額29億4,066万8千円となるものです。            以上、御承認のほどよろしく願いいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第2号)) を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第2号)) は、承認することに決定しました。
	〃	日程 4 議案第1号 真狩村歯科診療所設置条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第1号 真狩村歯科診療所設置条例の一部改正について 真狩村歯科診療所設置条例の一部を次のように改正する。 令和7年8月6日提出 真狩村長 岩原清一  次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開きください。 改正理由につきましては、真狩村歯科診療所の新たな指定管理者の指

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>定等に伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>改正点については、条文の構成上、より簡潔明瞭にするため、第1条の診療所の設置について、歯科診療所を真狩村歯科診療所（以下「診療所」という。）に文言を改めるものです。また、この改正により、第5条の条文を改めた内容と整合性が図られるよう改めるものです。</p> <p>第2条は、診療所の名称については、新たな指定管理者の指定に伴い変更となりますが、指定管理者が変わるたびに条例改正が生じないようにするため、診療所の位置と併せて別に規則で定めるよう改めるものです。</p> <p>なお、規則において施設の名称を真狩デンタルクリニックとしております。また、診療所の位置について、真狩村字真狩35番地としておりましたが、平成16年の市街地再整備に伴う道道改修により分筆され、真狩35番地1になっておりましたので、そのように改めます。</p> <p>附則として、この条例は、令和7年9月1日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第1号 真狩村歯科診療所設置条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 5	議 長 (佐伯秀範)	<p>議案第 1 号 真狩村歯科診療所設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程 5</p> <p>議案第 2 号 真狩村歯科診療所の指定管理者の指定についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 2 号 真狩村歯科診療所の指定管理者の指定について</p> <p>下記のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和 7 年 8 月 6 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設 名称 真狩村歯科診療所 位置 真狩村字真狩 35 番地 1</li> <li>2 指定管理者となる者の名称 札幌市北区太平 9 条 7 丁目 1 番 2 号 医療法人社団滯和会 理事長 長野慎五</li> <li>3 指定の期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日</li> </ol> <p>真狩村歯科診療所につきましては、地域住民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とした施設であります。平成 18 年度より、医療法人社団 真鶴会村山歯科が指定管理者として、施設の管理運営を行ってきたところであります。</p> <p>真鶴会村山歯科とは、指定期間を令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする協定を締結しておりましたが、本年 8 月 31 日をもって指定管理者を辞退したい旨の届出がありましたので、これを了承し、新たな指定管理者を選定するため、6 月 19 日から公募を行いまして 1 者から応募があり、7 月 24 日に指定管理者選定委員会を開催し、審議を行いました。</p> <p>選定理由といたしましては、候補者は札幌市をはじめ道内 6 箇所</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>科診療所を開業等しており、また、せたな町の歯科診療所の指定管理者にもなっていることから歯科医及び指定管理者としての実績も十分であり、提出された前年度の決算書からも健全な経営状況にあると判断しております。そして、親切丁寧な対応を心掛け受診者に優しい環境を整えながら適切な歯科診療、治療を行うとともに、村との協議の上、村民への歯科検診、口腔ケア指導、健康教室、学校健診等の実施、ホームページにより情報を提供して行っていくなどの事業計画となっており、地域医療サービスの更なる向上が期待されることから、施設の管理を行わせることが適当であるという審査結果を得て、指定管理者の候補者として選定させていただきました。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第2号 真狩村歯科診療所の指定管理者の指定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号 真狩村歯科診療所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 6	〃	日程 6

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>議案第3号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第3号 令和7年度真狩村一般会計補正予算(第3号)</p> <p>令和7年度真狩村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,976万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,042万8千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。</p> <p>令和7年8月6日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、8ページをお開きください。</p> <p>4款、1項、5目、11節 役務費40万8千円の追加です。内訳として、廃棄物処理料38万5千円の追加、診療所開設許可申請手数料2万3千円の追加です。真狩村歯科診療所の指定管理者の変更に伴い、これまで使用していた医療器材のうち、耐用年数が経過して使用できない機材等の廃棄に係る処分費用や、新たに申請を要する診療所開設許可に係る手数料を追加するものです。</p> <p>12節 委託料、画像診断装置放射線漏洩検査業務委託6万4千円の追加です。14節 工事請負費、画像診断装置電気配線等整備工事49万5千円の追加です。17節 備品購入費、院内技工装置付き3DCTデジタル画像診断装置2,724万4千円の追加です。真狩村歯科診療所で使用している画像診断装置は、平成13年度に購入したもので、24年が経過し老朽化が進んでいることや、現在、国の医療DXの推進に伴い、医療機器のデジタル化への対応が必要となってきたことから最新の診断装置に更新するものです。また、それに伴い、保健所に報告が義務付けられている放射線の漏洩検査ですとか、電気やLAN配線等の工事費用を追加するものです。</p> <p>10款、4項、1目、18節 負担金、補助及び交付金131万5千円の追加です。内訳として、9ページの農業クラブ全道実績発表大会出場補助金</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>56万3千円の追加です。8月21日から22日に遠別町で開催される全道大会に生徒16名が出場いたします。引率者4名分も含め、その出場経費を補助するもので、当初予算で想定していた出場者数を上回ったことから追加するものです。</p> <p>定通体連全国大会出場補助金75万2千円の追加です。8月19日から22日に神奈川県小田原市で開催される「全国高等学校定時制通信制体育大会第27回バトミントン大会」に真狩高校の女子選手6名が出場いたします。引率者2名分も含め、その出場経費を補助するものです。</p> <p>6項、2目、18節 負担金, 補助及び交付金、全道大会等出場補助金23万4千円の追加です。内容については、8月9日から10日に岩見沢市で開催される「全日本ジュニアバトミントン選手権大会南北北海道予選会」に中学校の女子選手1名が出場いたします。引率者1名、外部コーチ1名分も含め、その出場経費を補助するもので6万6千円の追加となります。</p> <p>また、8月7から11日に長野県松本市で開催される「日本リトルシニア東日本選抜野球大会」に洞爺湖リトルシニアが出場しますが、中学校の男子選手2名が在席しており、その出場経費を補助するもので16万8千円の追加となります。</p> <p>歳出合計、補正前の額29億4,066万8千円、補正額2,976万円の追加、補正後の額29億7,042万8千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、7ページを御覧ください。</p> <p>19款、1項、1目、1節 前年度繰越金256万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、2,666万6千円となります。</p> <p>21款、1項、2目、3節 歯科診療機器整備事業債2,720万円の追加です。院内技工装置付き3DCTデジタル画像診断装置の購入の財源として、地方債の過疎債が対象となることから追加するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額29億4,066万8千円、補正額2,976万円の追加、補正後の額29億7,042万8千円となるものです。</p> <p>次に4ページをお開き下さい。</p> <p>第2表 地方債補正について、歯科診療機器整備事業債につきましては、ただいま村債の追加の理由を説明させていただきました。起債の限度額を2,720万円とし、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 1 番 大平慎一郎君
1 番 (大平慎一郎)		確認のための質問でございます。9 ページ、10 款、6 項、2 目、負担金、補助及び交付金の関係の補助金で、全道大会等出場補助金ということで 23 万 4 千円の補助金となっております。この辺で、確認なんですけれども、ちょっと私も議員になってから 2 年ちょっとということで、今までの経緯ということは詳しく承知していない部分があります。過去においては、中学生、高校生、小学生も含めて、そこら辺の部活とか少年団活動、そういうような部分について、しかるべき大会、全道・全国、そういう大会に出場の場合については補助金助成をしていたものでございまして、今回はちょっと私はお聞きしたところ、今回説明があった中では、洞爺湖のリトルシニアの野球部に在席している子どもが 2 名いたというのですか。そういうことで、その方が全国大会に出場するので、その出場に係る、派遣に関する助成をしたいということ。これは確かに真狩出身の方が全国大会へ出場するということは、大変喜ばしいことかと私も思っているところでございますけれども、この全道大会、全国大会の出場に対する補助金、その辺の少年団活動、PTA 活動、それ以外の活動、そこら辺の色分けの仕方というのですか、考え方というのですか、どこまで範囲を広げるのかということ。その辺について、広げていたのかということも含めて御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	答弁 高橋教育次長
	教 育 次 長 (高橋和義)	大平議員の御質問のほうにお答えしたいと思います。 各スポーツ大会の補助の対象となる部分の取扱いですけれども、定めております「真狩村スポーツ大会出場補助金交付要綱」に基づきまして、対象者、あるいは大会等の色分けをしているというか、判断をさせていただきます。この中の対象者ですけれども、要綱の第 3 条の中に、第 1 項ですけれども、「真狩村体育協会及び村内小学校、中学校、高等学校並びに真狩村スポーツ少年団に所属する児童・生徒の団体及び児童生徒個人並びにその引率者」というような要綱がございまして、今回については、真狩中学校のほうに所属する生徒さんが大会のほうに出場されるといっ

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		たことで、対象ということで考えてございます。また、団体のほう、こういった団体を補助の対象とするかでございますけれども、1点目としては、学校活動に関するものということで、学校の部活動が該当になりますけれども、こちらについては補助金全額を対象とするというような取扱いにしております。その他ですけれども、学校外活動となるもの、スポーツ少年団活動ですとか、今回のリトルシニアのような学校外での、実際は学校活動ではありませんので学校外活動といったものになりますけれども、そういった団体につきましては、大会参加料ですとか、交通費については全額を支給しておりますけれども、その他の宿泊費等の経費については2分の1補助ということで、その半分については個人の方から負担をしていただく中で、補助金のほうの支出をしているといったような状況でございます。以上です。
	議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)	大平慎一郎君  再質問させていただきたいと思います。 決して私はこの補助金に対して否定をしているわけではないので、ただそのルールにのっとってきちっと出してしているのかどうかということの確認をさせていただきたい。そこら辺のルール整備がきちっとされているのかということ、その辺も含めての質問でございました。 ちょっと答弁の中で私はなかなか私も聞き取れない、分からない部分があったので、端的に確認させていただきたいのですけれども、真狩に在住する小学生・中学生、高校も含めてですか。その方々がいろんな大会、要するに少年団活動、部活、それ以外の組織にでも入っていて、全国・全道なり、そういう大会に出た場合については、今2分の1と言いましたか、2分の1の助成をするという、そういうルール作りがされているということで理解してよろしかったでしょうか。
	議 長 (佐伯秀範) 教 育 次 長 (高橋和義)	答 弁 高橋次長  大平議員の御質問のほうにお答えしたいと思います。 私の最初の説明のほうが不足しておりました。大変おわびをしたいと思います。 補助の対象となる児童・生徒の考え方については、先ほど大平議員のほうがおっしゃられました村内の学校のほうに在席する小中学生及び高校生につきましては補助の対象とするといったものについては、そのと

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>おりでございます。また、団体等の取扱いでございますけれども、その団体とはそういったその児童・生徒が所属する団体というのがそうなんですけれども、実際その出場する大会が全てが対象になるかと申しますと、そうではなくて、大会の主催者のほうが、北海道の大会でしたら、道のスポーツ協会が主催、あるいは後援する大会、また全国大会でしたら、日本スポーツ協会が主催、あるいは後援する大会が対象となります。それ以外にも、中学校でしたら中体連とか、高校でしたら高体連とか定通体連、そういったものということで、主催する側がきちんとした公式な大会のみをそういった補助の対象としているということになります。</p> <p>今回については、リトルシニアの協会が主催しておりまして、日本スポーツ協会のほうが後援をしている大会といったことで、大会についても今回の補助の対象になり得るものといったことで、今回御提案をさせていただいた次第でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>(大平議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	ほかに質疑はありませんか。(なし)
	〃	これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第3号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第3号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第3号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	以上で、本日の日程は全部終了しました。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
16:13 閉会	議 長 (佐伯秀範)	<p>会議を閉じます。 これで、令和7年第4回真狩村議会臨時会を閉会します。 御苦勞様でした。</p> <p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 向 井 忠 幸 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 大 平 慎 一 郎 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/>